令和６年もとす広域連合議会

第３回定例会　会議録

令和６年１０月１５日（火）　開会
令和６年１０月２５日（金）　閉会

もとす広域連合

令和６年第３回もとす広域連合議会定例会会議録

目　　次

第　１　号（１０月１５日）

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……1
○出席議員……1
○欠席議員……2
○説明のため出席した者……2
○職務のため出席した職員……2
○開会の宣告……3
○開議の宣告……3
○議事日程の報告……3
○議席の指定……3
○会議録署名議員の指名……3
○会期の決定……3
○議案第１５号より議案第２１号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託……4
○散会の宣告……12

第　２　号（１０月２５日）

○議事日程……13
○本日の会議に付した事件……13
○出席議員……13
○欠席議員……13
○説明のため出席した者……14
○職務のため出席した職員……14
○開議の宣告……15
○議事日程の報告……15
○一般質問……15
髙橋知子議員……15
関谷守彦議員……25
○議案第１５号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……36
○議案第１６号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……37
○議案第１７号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……39
○議案第１８号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……40
○議案第１９号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……44
○議案第２０号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……45
○議案第２１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……46

○閉会の宣告……48
○署名議員……49

令和６年第３回もとす広域連合議会定例会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

令和６年１０月１５日（火曜日）午前９時３０分開会

日程第　１	議席の指定	
日程第　２	会議録署名議員の指名	
日程第　３	会期の決定	
日程第　４	議案第１５号	もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及びもとす広域連合地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第　５	議案第１６号	令和５年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　６	議案第１７号	令和５年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　７	議案第１８号	令和５年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８	議案第１９号	令和６年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号）
日程第　９	議案第２０号	令和６年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１０	議案第２１号	令和６年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

１番	広　瀬　守　克	２番	藤　橋　直　樹
３番	若　原　達　夫	４番	古　野　裕美子
５番	河　村　正　通	６番	髙　橋　知　子
７番	飯　尾　龍　也	８番	今　枝　和　子
９番	関　谷　守　彦	１０番	馬　渕　ひろし
１１番	棚　橋　敏　明	１２番	若　園　五　朗
１３番	杉　本　真由美	１４番	河　村　志　信

１５番　　鍔　本　規　之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連合長	藤原　勉	副連合長	森　和之
副連合長	戸部哲哉	代表監査委員	江尾友宏
事務局長	山田　潤	総務課長	五井淳人
介護保険課長	井尾昌宏	会計管理者	有里弘幸
老人福祉施設大和園長	國井弘光	療育医療施設長	吉川博喜
衛生施設長	喜多川正義		

職務のため出席した職員

書記長	平塚直樹	書記	田中久子
書記	坂上　翔		

開会　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○議長（鍔本規之君）　ただいまから、第３回もとす広域連合定例議会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○議長（鍔本規之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○議長（鍔本規之君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議席の指定

○議長（鍔本規之君）　日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、ただいま着席のとおりといたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○議長（鍔本規之君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

３番　若　原　達　夫　君

４番　古　野　裕美子　さん

を指名いたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会期の決定

○議長（鍔本規之君）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月８日の議会運営委員会におきまして、本日か

ら10月25日までの11日間と決められました。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（鍔本規之君）　異議なしと認めます。
したがって、今定例会の会期は、本日から10月25日までの11日間とすることに決定をいたしました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎議案第１５号より議案第２１号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鍔本規之君）　日程第４、議案第15号から日程第10、議案第21号までを一括議題といたします。
提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。
藤原連合長。
○連合長（藤原　勉君）　皆さん、おはようございます。
提案説明の前に、少し所信も述べさせていただいて、提案説明をさせていただきたいと思います。
本日ここに、令和６年第３回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
今年は、元日に発生いたしました令和６年能登半島地震により、能登半島を中心に甚大な被害をもたらし、いまだ多くの方々が大変厳しい生活を強いられている中、９月21日には再び被災地を襲った無情な雨、能登半島豪雨により二重の被災となり、ともに激甚災害に指定されるほどの被害により、復旧・復興、避難生活の長期化を余儀なくされる状況でございます。改めまして、被災された皆様には、慎んでお見舞いを申し上げ、一日も早く平穏な生活に戻られることを心よりお祈りを申し上げます。
被災地支援につきましては、組織市町においては、県の対口支援として、輪島市への避難所運営支援が継続的に行われているところでございます。
また、８月８日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されるなど、大規模な自然災害がいつ発生してもおかしくございません。
加えまして、新型コロナウイルスなど潜在する感染症のほか、これからの季節はインフルエンザやノロウイルス感染症などにも注意する必要がございます。
当広域連合には、多くの高齢者や子供が利用している施設の大和園や幼児療育センターがございますので、引き続き、職員、利用者の健康管理や衛生管理の徹底に努めてまいります。
さらに、当広域連合が運営いたします介護保険事業をはじめとする各事業の執行につきましても、地域住民の皆様の福祉の向上と身近な広域行政

機関として、その役割を果たすために、引き続き、誠心誠意努めてまいります。

議員の皆様には、当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、条例の改正に関する案件が１件、決算認定に関する案件が３件、補正予算に関する案件が３件の合計７件でございます。

それでは、ただいまより今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第15号　もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及びもとす広域連合地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号　令和５年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額は前年度比較2.8％増の５億5,838万9,740円、歳出総額は前年度比較4.7％増の５億1,718万2,282円、歳入歳出差引額は4,120万7,458円でございます。

一般会計は、本庁の総務課関係分、療育医療施設関係分、そして衛生施設関係分の３部門で構成されております。

歳入では、分担金及び負担金、繰越金などで4,994万129円の増額、繰入金及びサービス事業収入などで3,495万1,206円の減額により、1,498万8,923円の増額となりました。

歳出では、総務費及び民生費などで3,675万2,009円の増額、衛生費及び公債費で1,368万5,871円の減額により、2,306万6,138円の増額となりました。

引き続き、経常的な経費などの抑制を図るなど創意工夫を行いながら、堅実な運営に鋭意努力してまいります。

次に、議案第17号　令和５年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

当広域連合において、予算上、最大を占めます介護保険事業の歳入総額は、前年度比較2.9％増の85億9,883万853円、歳出総額は前年度比較4.0％増の80億9,942万8,174円、歳入歳出差引額は４億9,940万2,679円でございます。

歳出科目の保険給付費におきましては、新型コロナウイルス感染症が第５類へ移行したことでサービス利用が増加し、71億5,451万5,288円となり、前年度に比べて4.1％の増、金額にして２億8,344万6,129円の増額

となりました。
今後とも介護保険計画の基本理念である、「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を念頭に、組織市町との連携を強化し、高齢者をはじめ地域住民の皆様に介護保険制度への理解や啓発により一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取組の改善を図り、収納率の向上を目指してまいります。
次に、議案第18号　令和５年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。
歳入総額は前年度比較7.5％増の９億3,755万1,002円、歳出総額は前年度比較6.3％増の８億4,589万7,561円、歳入歳出差引額は9,165万3,441円でしたが、繰越明許費として31万4,000円を繰り越しましたので、実質収支は9,133万9,441円となりました。
歳入科目のサービス事業収入におきましては、新型コロナウイルス感染症が第５類へ移行したこともあり、サービス利用者が増加し、通所介護、短期入所生活介護、施設介護などの各種事業収入で増額となり、全体で前年度に比べて6.6％の増、金額にして4,092万891円の増額となりました。
なお、老人福祉施設財政調整基金より9,848万7,000円を繰り入れたことで、当該基金の年度末現在高は１億5,884万4,979円となっております。
当老人福祉施設大和園は、昭和29年の開園以来70年、節目の年を迎え、半世紀以上の歴史を重ねかつ公設・公営ということからも、地域住民の信頼の確保と地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。今後も施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいります。
次に、議案第19号　令和６年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号）についてでございます。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,902万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億5,715万8,000円とするものでございます。
歳入の主なものといたしましては、令和５年度決算額が確定したことに伴い、繰越金1,902万2,000円の増額、医療機関等物価高騰対策支援金の交付に伴い県支出金7,000円の新規計上でございます。
歳出の主なものといたしましては、総務費では、児童手当の制度改正に伴う人件費及び児童手当に係るシステム改修など委託料、財政調整基金への積立て、合わせて1,890万円の増額でございます。
また、衛生費では、人事異動等に伴う人件費で12万9,000円の増額でございます。
次に、議案第20号　令和６年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでございます。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億929万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億9,811万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、令和５年度決算額が確定したことに伴い、繰越金４億857万3,000円を増額し、市町負担金1,302万2,000円、基金繰入金１億300万円を減額いたします。

歳出の主なものといたしましては、基金積立金では、介護給付費準備基金積立金5,714万円の増額でございます。

また、諸支出金では、令和５年度の精算によって生じる償還金及び還付金で２億5,122万7,000円の増額でございます。

次に、議案第21号　令和６年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,183万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億5,097万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、令和５年度決算額が確定したことに伴い、繰越金8,133万9,000円を増額し、基金繰入金4,633万2,000円を減額いたします。

歳出の主なものといたしましては、総務費では老人福祉施設財政調整基金積立金3,401万3,000円の増額でございます。

民生費では、養護老人ホーム玄関先の車寄せ屋根の改修工事、人事異動等に伴う人件費で258万1,000円の増額でございます。

サービス事業費では、人事異動等に伴う人件費などで524万4,000円の増額でございます。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議いただきまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鍔本規之君）　続きまして、議案第16号より議案第18号までの認定を求める議案について、江尾友宏代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

○代表監査委員（江尾友宏君）　監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、令和５年度もとす広域連合一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、合計３つの会計です。

審査は、もとす広域連合監査基準に基づき、令和６年８月26日に実施し、決算書に基づき、担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月出納検査の結果と併せ、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査しました。

審査の結果、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、審査した限りにおいて関係法令に適合しており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であるものと認めました。

また、予算の執行及び財務事務は、おおむね適正に行われているものと

認めました。
それでは、ご報告申し上げます。
一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書５ページの３、実質収支をご覧ください。
令和５年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額100億9,477万1,595円、歳出総額94億6,250万8,017円、翌年度へ繰り越すべき財源31万4,000円、実質収支額６億3,194万9,578円の黒字となりました。
６ページへお進みください。
もとす広域連合規約に基づく市町負担金として、令和５年度は、瑞穂市より７億365万7,000円、本巣市より６億6,488万6,000円、北方町より２億7,743万9,000円で、合計16億4,598万2,000円です。
７ページへお進みください。
公債の償還状況について、令和５年度は1,265万2,501円を元金償還して、年度末残高は５億1,136万2,404円となりました。
８ページ、９ページへお進みください。
一般会計の歳入歳出決算です。
歳入総額は５億5,838万9,740円、歳出総額は５億1,718万2,282円、差引き4,120万7,458円の剰余金が生じました。
一般会計については、総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けて説明いたします。
10ページ、11ページへお進みください。
総務分の歳入歳出決算です。
歳入総額は9,588万4,600円、歳出総額は9,112万1,613円、差引き476万2,987円の剰余金が生じました。
議員、公平委員会委員等の報酬、職員人件費等の執行が主であります。
審査の結果、適正に処理されていると認めました。
12ページ、13ページへお進みください。
療育医療施設分の歳入歳出決算です。
歳入総額は１億6,868万4,517円、歳出総額は１億4,618万9,346円、差引き2,249万5,171円の剰余金が生じました。
幼児療育センターにつきましては、発達支援が必要な就学前の子供に対して相談・療育指導が実施されておりますが、組織市町の健康福祉部局や教育委員会とも連携しながら活動いただき、今後も適正に予算が執行されることを望みます。
審査の結果、休日急患診療所を含め適正に処理されていると認めました。
14ページ、15ページへお進みください。
衛生施設分の歳入歳出決算です。
歳入総額は２億9,382万623円、歳出総額は２億7,987万1,323円、差引き1,394万9,300円の剰余金が生じました。

衛生施設につきましては、施設の長寿命化、二酸化炭素排出量の削減、処理した汚泥の再資源化等を目的とした基幹的設備改良事業によって整備した施設が、今後さらに循環型社会の進展に寄与することを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

次に、特別会計について説明します。

16ページ、17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。

歳入総額は85億9,883万853円、歳出総額は80億9,942万8,174円であり、差引き４億9,940万2,679円の剰余金が生じました。

令和５年度は、第８期介護保険事業計画の最終年度であり、歳入は前年度に比べ２億4,431万2,273円の増額となりました。

歳出は、前年度に比べ３億1,180万9,060円の増額となりました。

保険料の収納状況としましては、全体の収納率は97.52％から97.78％に上昇しました。また、不納欠損額は948万1,900円で、前年度より406万4,000円減っており、時効中断の効力となる納付誓約書の徴取により、市町担当者と滞納者との間で粘り強い納付交渉が進められているものと考えられます。

差押え実績については前年度より増加し、組織市町合計で103万7,100円となり、前年度に比べ90万8,332円の増額となりました。

今後も保険料納付の公平性を保つために、組織市町と協力して徴収体制を強化し、不納欠損額及び収入未済額の減少に努力していただくことを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

18ページ、19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。

歳入総額は９億3,755万1,002円、歳出総額は８億4,589万7,561円、翌年度繰越額31万4,000円であり、差引き9,165万3,441円の剰余金が生じました。

歳入は、前年度に比べ6,518万1,413円の増額となりました。

主な要因は、認知症通所介護事業収入が809万8,692円の減額となったものの、通所介護事業収入が1,589万7,591円、短期入所生活介護事業収入が1,645万2,360円、施設介護事業収入が1,461万2,545円、老人福祉施設財政調整基金繰入金が1,848万7,000円などの増額となったことによります。

歳出は、前年度に比べ5,020万5,852円の増額となりました。

主な要因は、光熱水費が552万3,536円、養護老人ホーム費が724万8,004円の減額となったものの、介護保険のサービス事業費が3,087万6,912円の増額、特別養護老人ホーム調理場等改修工事などによる工事請負費が3,938万円となったことによります。

審査の結果、適正に処理されていると認めましたが、老人福祉施設特別

会計は、歳入歳出差引額に財政調整基金積立金を加え、繰越金と財政調整基金繰入金を差し引いた実質単年度収支について、３年連続で赤字となっていましたが、令和５年度もマイナス8,382万1,069円となりましたので、強い危機感を持って、さらなる経営の改善に取り組んでいただくよう望みます。

以上、決算審査に係る意見について報告をさせていただきましたが、この意見は、杉本委員と合議によるものであることを申し添え、私の報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（鍔本規之君）　以上で、提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

それでは、暫時休憩といたします。

これより全員協議会を全員協議会室において再開しますので、移動をお願いいたします。

休憩　午前　９時５７分

再開　午前１１時１３分

○議長（鍔本規之君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第15号を議題といたします。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務介護常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第16号を議題といたします。

議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第16号について、議案を関係する２つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第17号を議題といたします。

議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第18号を議題といたします。

議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　異議なしと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。

議案第19号を議題といたします。

議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第19号については、議案を関係する２つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行いま

す。
議案第20号を議題といたします。
議案第20号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第20号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（鍔本規之君）　異議なしと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。
議案第21号を議題といたします。
議案第21号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第21号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（鍔本規之君）　異議なしと認めます。
よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○議長（鍔本規之君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。
10月21日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託などしてあります案件につきまして、審査等をお願いをいたします。
なお、10月25日は午前９時より本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。
本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでございました。

散会　午前１１時１９分

令和６年第３回もとす広域連合議会定例会　第２日

議　事　日　程　（第２号）

令和６年１０月２５日（金曜日）午前１０時４１分開議

日程第　１	一般質問	
日程第　２	議案第１５号	もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及びもとす広域連合地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第　３	議案第１６号	令和５年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　４	議案第１７号	令和５年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　５	議案第１８号	令和５年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　６	議案第１９号	令和６年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号）
日程第　７	議案第２０号	令和６年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　８	議案第２１号	令和６年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１４名）

２番	藤　橋　直　樹	３番	若　原　達　夫
４番	古　野　裕美子	５番	河　村　正　通
６番	髙　橋　知　子	７番	飯　尾　龍　也
８番	今　枝　和　子	９番	関　谷　守　彦
１０番	馬　渕　ひろし	１１番	棚　橋　敏　明
１２番	若　園　五　朗	１３番	杉　本　真由美
１４番	河　村　志　信	１５番	鍔　本　規　之

欠席議員（１名）

１番　　広　瀬　守　克

説明のため出席した者

連合長	藤原　勉	副連合長	森　和之
副連合長	戸部哲哉	事務局長	山田　潤
総務課長	五井淳人	介護保険課長	井尾昌宏
会計管理者	有里弘幸	老人福祉施設大和園長	國井弘光
療育医療施設長	吉川博喜	衛生施設長	喜多川正義

職務のため出席した職員

書記長	平塚直樹	書記	田中久子
書記	坂上　翔		

開議　午前１０時４１分

◎開議の宣告

○議長（鍔本規之君）　それでは、開会をいたします。

ただいまの出席議員数は14人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○議長（鍔本規之君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎一般質問

◇髙　橋　知　子　君

○議長（鍔本規之君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言の許可をいたします。

それでは、６番、髙橋知子君の発言を許します。どうぞ。

○６番（髙橋知子君）　議席番号６番、髙橋知子です。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。主に３つの質問を予定しています。

もとす広域連合において一般質問を行うのは初めてですが、またこちらの本巣の旧本庁舎の議場で質問できるとは思ってもいなかったので、とてもうれしい気持ちです。ですが、やはりふだん使われていない、人がいない建物というのはどこか魂が抜けてしまったような寂しさと、それに伴ってか古さが、ああ、この議場はやっぱりこの赤いじゅうたんの感じとか本当にいい感じだなと思うんですけれども、やはり廊下とか、階段とかそういったところに古さが一層増すような感じがいたしました。真正の庁舎も、こちらの庁舎も、早く今後どうするかを決めたほうがいいと改めて思いますし、もとす広域連合も、今、真正庁舎のほうを修繕していただけているということではありますが、今のままの場所でよいのか、いま一度考える時期ではないのかとも思いました。

そんなことを思いながら、まず１つ目に、もとす広域連合の意義と今後について、２項目の質問をいたします。

まずは、このもとす広域連合が存在する目的と役割は何なのかお尋ねいたします。

○議長（鍔本規之君）　どうぞ。

○事務局長（山田　潤君）　議員ご質問のもとす広域連合が存在する目的と

役割についてお答えいたします。

初めに、当広域連合の設立経緯について説明させていただきます。

当広域連合は、平成12年度から始まった介護保険事業を旧本巣郡７町村共同で行うためもとす介護保険広域連合として、平成11年６月に設立されました。

これは旧７町村での単独での介護保険事業の実施には、人的、財政的な面で対応が困難であるとともに、効率的な運用の観点からも、基盤整備やサービス提供を図る上で総合的な事務の広域化が適切であると協議が整い、設立されたものであります。

広域連合を選択した理由としては、介護保険事業は、福祉、医療、保健の領域において、総合的かつ計画的に高齢者に介護サービス等を給付する事業であることから、単に一部の事務を共同処理する一部事務組合よりも、より政策的で、弾力的、機動的な広域行政機構としての広域連合のほうが適切であると判断されたからであります。

その後、当時旧７町村で設立されていた大和園を運営する本巣老人福祉施設事務組合、幼児療育センター・休日診療所を運営する本巣福祉医療施設事務組合、し尿処理施設を運営する本巣衛生施設利用組合、分収林を管理する本巣郡町村造林組合の４つの一部事務組合を承継し、それまでの広域連合を発展的に改組して、平成13年４月にもとす広域連合が発足しました。その後は町村合併を経て現在に至っております。このように、市町単独では人的、財政的に対応が困難で、効率的な運営が求められる各専門機関を運営するために、当広域連合は設置されています。

以上です。

○議長（鍔本規之君）　再質問等はありますか。

○６番（髙橋知子君）　ないです。

○議長（鍔本規之君）　ないですか、はい、結構です。

○６番（髙橋知子君）　大変建設的な理由で、このもとす広域連合ができたということがよく分かりました。もちろん、人的、財政面の面での効率化という部分も大きいかもしれませんけれども、やはりどういった目的で、この質問は本当に当たり前のことかもしれませんが、全てのことにおいて目的、そして役割をきちんと把握して、議員も職員も同じ目的に向かって切磋琢磨していくことこそが、このもとす広域連合の住民の皆さんにとって一番よいことかと思い、この質問をいたしました。

そして、今後さらに少子高齢化と人口減少が進む中で、もとす広域連合の３市町で支え合い展開する住民サービスは、現在のサービス以上に必要になってくると考えます。

ちょうどこの前の９月ですが、瑞穂市で朝日大学の公開講座、地方自治のゆくえというものを受講いたしました。この会場にも受講された方が多数お見えだと思いますが、副連合長の瑞穂市長をはじめ、講師は情報番組でコメンテーターとしてもご活躍の作家、エッセイストの吉永みち子氏で、

そして柴橋岐阜市長、後藤岐南町長、そして森瑞穂市長がそれぞれの市町の将来の展望について講演されておりました。大変すばらしい公演で、本当に大学がある瑞穂市がとても羨ましく思いました。

講演の中で特に印象に残ったのは、最後に大友学長がモデレーターとなって、そこのコメンテーターの方や市長、町長の皆さんが、人口減少に対する考え方と施策、そして行政の業務効率化について話された討論です。

３市町の市長がそれぞれ話をされたのですが、やはり岐阜市は県内では圧倒的にスケールが大きく、話されている事業がほとんど私たちの参考にならないというか、もうちょっと別物で、私たち瑞穂市や北方町や本巣市が同じような住民サービスを行ったり、岐阜市にはないきめ細かい支援をできるだけやっていこうと思うなら、今後ますます連携が大切になってくるんだということを改めて感じました。また、瑞穂市長さんや岐南町長さんも同じようなことを、お考えをお持ちだということを感じました。

そもそも１つ目のご答弁でもありましたが、もともとこのもとす広域連合は、その連携がスタート地点です。今あるものに加えて、今後、もとす広域連合の住民サービスや事業を新たに増やしていくことも必要になってくるのではないでしょうか。

今どのような見解をお持ちなのか、ぜひとも連合長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鍔本規之君）　連合長、藤原市長、よろしくお願いします。

○連合長（藤原　勉君）　それでは、お答え申し上げたいと思います。

その前に、今、私どものこの３市町、旧本巣郡なんですけれども、先ほど事務局長がご答弁申し上げたように、いわゆる広域的にやっている行政サービスというのは、県内の他の市町におかれています。多分、格段に多くの行政サービスを一緒にやっていくという、私どもは、かなり広域連携が進んでいる地域だというふうに思っております。このほかにもごみなど、他にもありますので、本当にもう市民生活に直結する部分っていうのは、かなり３市町が提携してやってきているということで、県内の他の市町に比べれば、本当に格段に広域化というのは進んでいるというふうに思っております。

そういった中で、ご質問いただきましたので、ご答弁申し上げたいと思いますけれども、議員ご指摘のとおり、少子高齢化、人口減少というのが、今後ますます進んでいくということは、当然想定されているところでございます。また、それを受けまして、社会経済情勢の変化もありまして、住民のライフスタイルなど、急速に変化もいたしております。さらに一層の行政サービスの高度化、多様化が、こういった中で求められてきているというふうに思っております。こうしたことから、これからも地域特性、地域資源を活用して、組織市町が相互に補完しながら、広域的な地域づくりに取り組むことが必要であると、私は考えております。

広域連合といたしましても、広域的な地域づくりを担うことによりまし

て、地域の発展に資することができるよう、組織市町とも協力しながら、この広域連合としても取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後とも、基本的には組織市町の例えば意向、要請、こういうところを踏まえながら、広域連合が必要に応じて取組へ関与していきたいなというふうに考えております。

○議長（鍔本規之君）　再質問ありますか。

○６番（髙橋知子君）　ないです。

○議長（鍔本規之君）　どうぞ、次。

○６番（髙橋知子君）　本当に他の自治体に比べ、既に広域でたくさんのサービスをやられているということは、本当に私たちも実感するところです。これはひとえに連合長をはじめ、職員の皆様方が持続されるように、日々しっかりと運営させてくださっているおかげだと思います。そして、今後とも必要なことがあれば、検討していただけるということでありますが、幸い、今の連合長、藤原市長をはじめ、副連合長の３市町の市長の皆様方の関係性は大変良好なものと思いますので、ぜひとも今この良好な関係の中で、それぞれの市町の課題や今後の展望など、この議会に限らず、改めてお話する機会をつくっていただき、必要に応じて、さらにもう少しプラスの面で、これから10年先や20年先を見据えた中で、もっとこういった新たな連携が必要なんではないかといった、そういったような機会もぜひともつくっていただければと思います。

そして、私が思う新たな連携として考えていただきたい一つが、次の質問にございます幼児療育センター利用者のニーズについてという質問です。４項目質問させていただきます。

まずは幼児療育センターについて深く知るためにも、幼児療育センターをどういったニーズで利用されているのか、この幼児療育センターを利用する基準があるのかをお尋ねいたします。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○療育医療施設長（吉川博喜君）　幼児療育センターを利用する基準についてお答えさせていただきます。

幼児療育センターの利用につきましては、もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例において、もとす広域連合を組織する市町に住所を有する者であり、児童発達支援に係る障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給を決定した幼児等。または児童発達支援について行政措置を受けた幼児等と規定されており、これらの申請につきましては、各市町の担当課において手続を行っていただいているところです。

具体的には、広域連合管内となります瑞穂市、本巣市、北方町、それぞれに在住されているゼロ歳から３歳までの未満児から就学前の年長児までの方であれば、医師の診断などの特定の要件はございません。障害の種別の制限もなく、発達に心配があったり、健診等で指摘があった場合などに、

併設している相談支援事業所等に相談していただいた後、担当市町等と利用の必要性について協議をさせていただいているところです。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○６番（髙橋知子君）　医師の診断などは要らず、心配事があれば利用できるということで、ありがとうございました。

続いて、幼児療育センターを、それぞれの市町ではなく、この広域で設置しているのはなぜかお尋ねいたします。

○療育医療施設長（吉川博喜君）　幼児療育センターを広域で設置している理由についてお答えさせていただきます。

幼児療育センターは、昭和51年に旧本巣郡７町村共同で開設された本巣郡心身障害児治療教室が前身であります。昭和53年に本巣福祉医療施設事務組合を設立し、本巣郡言語治療教室と改称、昭和56年には本巣郡幼児療育センターとなりました。その後は、先ほど事務局長が答弁させていただきましたよう、当広域連合設立経緯のとおりであります。

幼児療育センターは、市町単独では人的、財政的に対応が困難で、効率的な運営が求められる専門機関として当広域連合で設置しているという状況であります。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○６番（髙橋知子君）　設立されて49年ということで、本当に歴史がある幼児療育センターです。私の子供もこちらを利用している一人なんですが、本当に特性のある子供たち一人一人に大変丁寧に寄り添っていただき、その子が成長とともに生きやすくなるように的確な発達支援を個々に行っていただけていると日々感じています。

一緒にいるお母さん方や、また全体のアンケートなどでも利用者の満足度は大変高いものとお聞きしていますが、幼児療育センターは就学前までしか通うことはできません。卒園に向けてのサポートと、卒園後のサポートはあるのかお尋ねいたします。

○療育医療施設長（吉川博喜君）　利用者の満足度及び通所児の卒園に向けてのサポートと、それから卒園後のサポートということにつきまして、お答えさせていただきます。

まず、利用者の満足度という部分につきましては、例年通所されている保護者の方に対しまして、事業所評価のアンケート調査を実施させていただいております。今年度は、事業所の支援に満足しているかの項目について、回答いただいた197人のうち179人から「満足している」とご評価をいただいております。

次に、卒園に向けたサポートについてですが、年中児の保護者の方に対しまして、各市町の教育委員会の先生を施設に招いて、就学についての話を早期に聞くことができる機会を提供しております。また、個別の相談時間としまして、お子さんの様子や特性などを踏まえ、就学後の生活を想定しながら、必要となる支援について保護者の方と一緒に考える機会を設け

ているところです。

もう一つ、卒園後のサポートにつきましては、学校の担任の先生への引継ぎ資料とさせていただいております通所記録とは別に、お子さんへの支援のポイントなどをまとめさせていただいたサポート情報という書類を作成させていただいておりまして、保護者の方を介しまして情報提供を学校側様のほうにさせていただいているところです。

そのほか、保護者の方や本人からの要望などがあれば、相談や訪問を受け入れているところであります。就学先での悩みや不満などを電話で相談される方が最近増えているというような状況もあります。

以上です。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○６番（髙橋知子君）　今でも就学先、卒園前のサポートはもちろん、卒園後のサポートもしっかりされているというお話でした。就学後にもまだ相談をできる体制があるということで、利用者の方々は大変安心してみえると思います。

私も実際に、小学生のお子さんが保護者の方と一緒に、主に保護者の方なんですけれども、相談にいらっしゃっている場面を見たことがあります。基本的には小学校に進学すれば連携をしっかりとしていただいているので、小学校で相談できるスクールカウンセラーであったり、臨床心理士の方であったり、担任や教諭の先生など、相談先がちゃんとあるのはもちろん知っていますが、私は、何人か見たことがあるんですけれども、小学生の保護者が療育の先生方に相談に行かれる気持ちが本当によく分かります。49年の歴史の中で、子供たちとその保護者に向けてどうサポートをしていくのか、その確固たる土台が大変しっかりしていて、その上で先生方が特性のある子供たちと真正面で向き合いながら、一時間一時間の授業をどう進めていくのか。これでもかと考えられた授業をされているなというふうに感じるからです。

しかもその時間は、基本的には先生と子供たちが１対１で支援をして、最後にはその保護者に向けて、毎回その子の様子や今後につながるアドバイスなども丁寧にしていただけます。そんなサポートを受けていた中で、その先小学校に行ったときにどういった状態になるかといったら、基本的に選択肢は３つあって、特別支援学校に行くのか、小学校にある特別支援クラスに入るのか、通級のサポートを利用するのか、それとも本当に通常のクラスに入るか、すみません、４つでした、なんですけれども、一番多いのが特別支援クラスに入ったり、通級の選択をしたりということなんですが、例えばその特別支援クラスですが、どのような形かといいますと、皆さんご存じかとは思いますが、マックス８名の特性のある子たちに対して、基本的に担任は１人しかいません。それでも学年が同学年の子たちかといえば、３学年にまたがるまでオーケーです。通常のクラスに入れば35人の中の１人になりますから、本当に手厚い支援というのは物理的に

難しくなるかと思います。

これからの時代はインクルーシブ教育、つまり特性にかかわらず、みんな一緒に学習していくというのが世界の主流なわけですが、その教育は現在の日本の先生が一斉にみんなに同じことをするように指導するというスタイルには全く意味を持たず、むしろ意味を履き違えていることになりかねません。そういったインクルーシブ教育というのは、既にそれぞれが多様な形で授業を進めていく海外の形だからこそ主流になっているわけです。

近年増え続ける不登校や行き渋りの子供たちは、全国に約30万人となり、不登校支援は学校や自治体が最優先で取り組むべき喫緊の課題となっていますが、その多くの子供たちがインクルーシブ教育の履き違えでみんな一緒であることをよしとする古いタイプの教育に合わなくなった最先端の子供であると言えます。例えば、アップルのスティーブ・ジョブズ氏や、電気自動車のイーロン・マスク氏が発達障害であるということは有名な話です。人と違う感性やこだわりを持っているからこそ、世界を驚かせるような偉業を展開することができます。

こういった個性をしっかり認めて伸ばしてくれた現在の幼児療育センターのこの療育のすばらしい仕組みが、就学前で終わってしまうことが非常にもったいないと思います。例えば本巣市には、本巣市版フリースクール学び舎という適応指導教室、北方町には中２、中３の生徒を対象とした学びの多様化学校がありますが、どちらもほとんどの場合、困って困って、困り切ってから初めて行く場所となっているのが、ほとんどではないでしょうか。そうではなく、もっと特性を生かして伸ばすという前向きな意味での、幼児療育センターの続きで通学できるような学びの多様化、本当の意味での学びの多様化学校の設置をもとす広域連合で検討してはいかがでしょうか、連合長に質問いたします。お願いいたします。

○連合長（藤原　勉君）　それでは、４つ目のもとす広域連合で学びの多様化学校の設置を検討してはどうかというご質問でございます。

多様化学校の設置というのは、今も議員ご質問あるように、なかなかそれぞれ個々に一人一人の特性に応じて対応していくというのは、今の学校教育の中では、とても難しいのが現状だというふうに思っております。

こういうものをやっていくというのにあっては、それぞれ各市町とも大変、今、苦慮しているのは実態です。教育界が大変苦慮していることでもあるわけですけれども、それに対応して、それぞれ各市町知恵を出して、今、その中でも、一部でもやれないだろうかと、こういう今のような課題があって、学校へ行くのが嫌になって不登校になったりというのが大半で、不登校の実態には様々な問題があるかと思いますけれども、今議員ご質問のようなことも不登校の中の一つになっているんじゃないかというふうに思っております。

そういった中で、先ほどちょっとお話し申し上げましたように、我々は各市町の行政のほうも、教育委員会のほうも、それぞれ少しでもこういっ

た不登校の子供たちを何とか学校の現場の中で、そして取り入れて、少しでも他の子たちと同じように、それぞれ個別個別に授業をしながら成長させていけないだろうかということで、先ほど来、ちょっと質問の中でもありましたように、本巣市は不登校の子供たちに適応指導教室というようなことをつくって、既に２か所ほどつくってやっておりますし、瑞穂市も同じように、適応指導教室というのを設置して、今やっておられますし、北方町は学校の中に校内教育支援センターというのをつくって、同じように適用指導教室をやりながら動いておられますし、また、学びの多様化学校という、新しく今度できた制度の中で北学園の中で増えたものも特別に学校の中を使ってやっているような、特別教室をつくってやっておられるというようなことで、それぞれ、瑞穂も、本巣も、北方もこういうようなことに取り組んできているんですけれども、これはもうこれからの大きな課題の一つではあろうかと思っていますが、また我々この行政がこの中に、今こういう部分のところに、行政が入るということがなかなかできない。教育のまず現場をあずかっている、それぞれ組織市町を、教育委員会、そしてまたそれを行うことをよしとすることを決めていただけるように、皆さんの市民方、また議会の皆さん方のまた賛同も得ながら、そういった方向を打ち出してくれば、それで、皆さん方と一緒にやっていこうじゃないかということが出てくれば、我々も一緒になってこういう一つの多様化学校の仕組みも考えていくこともできるのかなというふうに思っていますけれども、現時点ではなかなか、今、それぞれの教育委員会が一生懸命知恵を出してやっていることでもございますので、それの推移をしっかりと見ながら、取り組んでいきたいなと思っております。

既に学びの多様化学校の指定状況というようなことで、全国の資料を見ていますと35ぐらいあって、県内でも４つほど既に取組が始まってきておるようでありまして、岐阜市ですと、新聞情報でもよく見ていますけれども、草潤中学校がこんなような、一つの学校の中にこういった不登校の子たちも入れながらやっていこうという、あと高山市、またやっていくとなっていますし、それから古くは揖斐郡の揖斐川の、あそこは何ですか、昔の学校があって、西濃学園というんです。これがまずあって、我々はこの地域からも行っている子供も、前もおりましたけれども、そんなような格好で、やっぱり特別に学校を造って、施設を造ってやっているというのが、今までも取組はありますけれども、そういったことも参考にしながら、そしてまたこういう皆さんが求めるものがどこがどう違うのかということなど、よく議論をしながら、こういった設置については、各３市町、またそれぞれ知恵を出して取り組んでいくべき課題であろうというふうに思っております。

今後ともまた皆さん方のご支援、ご協力をいただきながら、前へ進めていきたいというふうに思っております。

先ほど、幼児療育センターで、終わった後っていうような、先ほどお話

ありましたように、特別支援学校に行くのか、通級で行くのか、それから、学校の中でそれぞれクラスをつくってやっていく、３つの仕組みでしか今は動けませんので、そういう仕組みから外れる子たちが、いわゆる不登校というふうにはなっていくとなると、それをどう対応していくかということは、これから我々行政、または教育委員会に課せられた大きな課題ではあるかというふうに思っております。

答弁になったか、ならないか、分からないようなお話でありましたけれども、私が今感じているこういった子供たち、今の子供たちがなぜ、どういう形の、どういう状況に置かれているかということの現状の一端を、今答弁させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鍔本規之君）　再質問ありますか。

○６番（髙橋知子君）　ないです。

○議長（鍔本規之君）　どうぞ。

○６番（髙橋知子君）　今後また課題として検討していただけるということで、本当に、これから減るっていう方向性は、各市町の進路適応指導教室や学びの多様化学校がすばらしいのは、もちろん十分分かっているんですけれども、やっぱり減っていくということは考えにくいので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

昨日の委員会でも少しだけ話されていたんですが、このもとす広域連合は、３市町の負担金で運営されている、言わば仕送りだけで生活する学生みたいなもんだというお話も少し出ていましたが、ですが、学生ということで、そんな未来ある学生のもとす広域連合ですから、親の皆さん頑張って仕送りしてねという気持ちです。

というのは置いておいて、やはり３市町だからできることというのがあると思いますので、先ほどの質問と同じ締めにはなりますが、ぜひとも子供たちの未来について、まずは話す機会をつくっていただければと思います。

では、最後に広報について２項目の質問をします。まずは、このもとす広域連合の存在を住民の方々に周知する意義はどのようにお考えか質問します。

○議長（鍔本規之君）　答弁を総務課長に求めます。

はい、どうぞ。

○総務課長（五井淳人君）　それでは、お答えいたします。

当広域連合が存在する目的、役割につきましては、先ほど、事務局長から答弁がございましたとおりでございます。従いまして、私ども主体的な立場として、３市町が支え合う住民サービスとして実施する事業につきましては、より分かりやすくお知らせすることで、ご理解いただくとともに、漏らすことがないよう努めることが、この主体者としての責務だというふうに考えております。

つきましては、限られる機会ではございますが、ホームページにおける

適時適切な情報の提供並びに更新、広報誌わっちらの定期的な発行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○６番（髙橋知子君）　これからもホームページなどで広報していただくということでしたが、私もそれぞれの衛生施設だったり、療育センターだったり、そういった施設の存在はもちろん知っていたんですけれども、正直なところ、議員になるまでこれがもとす広域連合で運営されているというような、そういったことの存在をあまり知ってはいませんでしたし、私の周りの同じようなママたちもほとんど知りません。ですが、もとす広域連合の事業の重要性と今後の可能性を考えたときに、やはり住民の皆さんに知っていただいて注視していただくことで、より住民の皆さんの意向に沿った事業展開ができるものと考えます。このもとす広域連合について、住民の方に知っていただく媒介として主なところ、今のおっしゃられたホームページと、そして広報誌だと思います。

皆さん、ホームページはご覧になったことがあるでしょうか。もとす広域連合と検索するとぱっと出てくるんですが、私はこのホームページが割と好きです。開くとちょっとかわいらしいシンプルなイラストの中に、ばんと大きく瑞穂市、本巣市、北方町、３つの市町で支え合う住民サービスとバーンと出てくるんですが、その下にアイコンがあって非常に分かりやすい形になっていると思います。

広報誌なんですが、私の主観ではあるんですが、ホームページと比べますと、ちょっと非常に堅い印象で、何だかちょっと読もうかどうしようか、そのぐらいにしておきますけれども、何となく毎回同じような感じに取れてしまいます。

広報誌わっちらですが、そんなわっちら、もうすぐ今皆さん何号か、この間何号だったがご存じですか、わっちらが。実はもうすぐ100号を迎えます。この間、98号だったんです。ですので、ぜひこの節目に、より市民に分かりやすく、親しみやすい内容にリニューアルされてはいかがでしょうか。先ほどの委員会の中で大和園のことを各市町にＰＲしてはどうかというお話がありましたが、ぜひそういった内容など、より分かりやすい形でどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鍔本規之君）　総務課長、五井淳人君。

○総務課長（五井淳人君）　それでは、お答えいたします。

議員おっしゃられます広報わっちらにつきましては、年４回、定期的な発行に努めまして、来年４月に発行を予定するものが創刊100号を迎えることになります。

読まれる方の立場に立ち、読みやすさを第一に考え、本年度におきましては、編集の統一事項を定めまして、内容や質の向上に努めているところではございます。

議員のご質問にもございました分かりやすさ、また親しみやすさにつきましては、年４回という限られた発行の中で、お伝えすべき制度の改正でありますとか、今、取り組んでいる事業につきまして、できる範囲、きめ細やかにお伝えできるように、引き続き努力してまいりたいと思っております。

また、創刊100号を皮切りに、限りある機会、限りあるスペースではございますが、その機会、スペースを工夫して、当広域連合の変遷でありますとか、それぞれ各施設が取り組んでおるような事業、また歴史などにつきましても、計画的に掲載できるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鍔本規之君）　再質問ありますか。

○６番（髙橋知子君）　ないです。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○６番（髙橋知子君）　ぜひともよろしくお願いいたします。

ホームページはすてきなんですけれども、やっぱりこの広報誌というのは、ちょっと私、発音が違いましたね、わっちらでしたね。はい、すみません。本当にこの各世帯に１部ずつ必ず行き届くという、先ほどから言っていますその大和園を利用されるような、利用されるかもしれない方々のところにも非常に目に留まりやすい媒体だと思いますので、今後ともうまく活用して、やっぱり各世帯、多分皆さんそうだと思うんですけれども、いろんな広報誌とセットになって、ガンとくっついてくるので、そういったときに、今、自治体の広報誌も大変工夫されていて、見やすい形になっているので、その中で埋もれてしまうんです。なので、ぜひもうパーンと目を引くようなものを期待しています。よろしくお願いいたします。

全協で議長より初めにお話がありました。このもとす広域連合がより有意義なものになり、住民の方がより居心地よく暮らせるようになる、そのためのもとす広域連合であるということをより期待して、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鍔本規之君）　これで髙橋知子議員の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◇関　谷　守　彦　君

○議長（鍔本規之君）　続いて、関谷議員の一般質問を許します。

はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　議席番号９番、瑞穂市の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。よろしくお願いします。

テーマは大和園の養護老人ホームについてということであります。

昨年度のこの議会の議事録、これを見ますと、大和園については民営化の提案、あるいは養護老人ホームの措置費ですか、これが高過ぎるのではないかといったことが取り上げられておりましたけれども、その段階では明確な方向性が出ていなかったと思っております。今回の議会においても、常任委員会、それから先ほどの全員協議会の場で大いに議論が交わされていたというふうに思います。

私はこのもとす広域のほうに、初めて新人議員として参加させていただくということで、なかなかちょっとよく分からない部分が非常に多くて、とんちんかんな質問をしているのかなと思っておりますけれども、この養護老人ホームの現状について確認をするということ、そして８月の全員協議会の場で出された今後の方向性、そういったことについて質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの議論と重なるところがあるかとは思いますけれども、できるだけその部分は割愛して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この大和園につきまして、大和園が作ってみえる事業案内というパンフレットです。これによれば、大和園は昭和29年、70年前になりますけれども、本巣村立の養老院として始まったという話で、平成４年には特別養護老人ホーム、あるいはショートステイなどが併設されていたというお話であります。そして、今では、現在定員60名の養護老人ホーム、そして定員80名の特別養護老人ホームなどの介護老人福祉施設、あるいはデイサービスやショートステイ、居宅介護支援事業など、幅広い事業に取り組んでおられます。

その中で、この養護老人ホーム、これは私もあまり認識が少なかったんですけれども、介護保険法に基づく施設ではなくて、老人福祉法というのがありますけれども、それの第20条の４に基づいて設置されているというふうに聞いております。そして、この老人福祉法の第11条第１項第１号というところにおいて、各市町は65歳以上の人で健康上の理由、あるいは環境上の理由、あるいは経済的な理由で家での生活が困難、こういった方について、養護老人ホームに入所させる、そういう措置を取らなければならない、そういった義務があるというふうに定めてられております。

その義務があるということを前提にして、以下、質問をさせていただきます。

まず、こういった養護老人ホームですけれども、大和園を含めて近隣の同様の施設、どんなところがあって、その定数、そして実際どの程度入所されているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（鍔本規之君）　園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　大和園の國井と申します。ただいまの質問に回答させていただきます。

県内の養護老人ホームの状況につきまして、県内22施設のうち14施設

について確認を取ることができましたので、今月１日現在の状況について、回答させていただきたいと思います。

大和園でございますけれども、定員60名でございます。現員が16名。揖斐川尚和園、定員50名に対して現員23名。山県市にあります美山荘、定員50人に対して34人。岐阜老人ホーム、定員110人に対して現員83人。岐阜市の寿松苑、定員90人に対して57人。

大和園の入所率は、26.7％でございます。確認が取れました14施設の平均の入所率ですけれども64.0％ということで、大和園は格段に低い入所率でございますけれども、他の施設につきましても、以前調査時に比べますと、確実に減少している状況が見られましたので報告させていただきます。

○９番（関谷守彦君）　ありがとうございます。

大和園が非常に、この近辺では低い率の入所率だということが確認できたと思います。

では、これまでの議論の中で、大和園での入所する際の各市町村が負担する措置費というのですか、これが非常に高いという話を聞くところでありますけれども、この大和園及びも含めまして、その近隣の養護老人ホームの措置費、これは基準、いろいろあると思いますけれども、分かりやすいところで示していただければと思います。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　養護老人ホームの措置費でございますけれども、措置費の内訳としまして、主に管理費、人件費に係る一般事務費と呼ばれるものと、入所者の食事等、生活に関わる費用、生活費から成り立っております。その他個人の状況等により加算等が得られますけれども、そちらの部分は除いた形で報告させていただきたいと思っております。また、老人保護措置費につきましては、毎年度、毎年４月１日現在の入所者数で、各施設単価が変わってまいりますので、大和園と同じ20名以下の場合の数字として、これからご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大和園が月額35万4,744円、揖斐川尚和園が25万5,200円ということで、大和園との差額は9万9,544円でございます。岐阜市、岐阜老人ホームと寿松苑という老人ホームありますけれども、措置費は施設ごとではなく、設置される市町が設定するということで、同額でございますが、26万4,390円、大和園との差額は9万354円、山県市の美山荘25万1,834円、大和園との差額が10万2,910円、ジョイフル羽島、羽島市でございます。20万9,476円で、大和園との差額は14万5,268円となります。ちなみに、ちょっと圏域ではございませんけれども、郡上市が郡上市立で偕楽園という養護老人ホームを持っておりますので、参考にお知らせしますと、25万3,000円ということで、大和園との差額は10万1,744円となります。

羽島市のジョイフル羽島は、特別安く設定されていますけれども、そのほかの施設につきましては、おおむね月額で大和園よりも10万円前後安

いという状況でございます。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　今、10万円ほどほかのところよりも実際には現状は高いという、そういった問題があるということですけれども、現在35万4,000円ぐらいですかという状況ですけれども、ここに至った経緯というものが恐らくあるとは思うんですけれども、そこら辺について簡単にご説明を願えればと思います。

○議長（鍔本規之君）　國井園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　小泉政権下におきまして、三位一体改革というものが行われまして、平成17年度より老人保護措置費の国庫負担が交付税算入となったことにより、一般財源化されたような形になりました。そういったこともありまして、次第に市町からの措置者が減少しております。特に平成27年度から28年度にかけましては、大和園の養護老人ホームにおける退所者22人のうち９人が措置を解除されたということでの退所となりました。

この状況におきまして、大和園としましては、経営がとても成り行かないということで、連合長、副連合長にお諮りしたところ、構成市町で負担するのはやむを得ないのですが、負担割合につきましては、措置人数に応じた割合とするという決定がなされましたので、措置人数に応じた割合ということで、措置費の単価を上げるという結論となったものでございます。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　平成29年に改定されたということですけれども、これ単価のアップ率っていうのは、大体大雑把に言ってどの程度か、分かりますでしょうか。金額ベースでもいいですけれども。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　先ほど他市町の状況をお知らせしましたけれども、おおむね10万円くらい違うというお話をさせていただきましたが、20万円と30万円というふうに考えれば、おおむね５割アップというようなことでご理解いただければよろしいかと思います。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　５割アップって結構な割合だとは思いますけれども、先ほどの説明の中でも、各市町から入所をされる方、全体で減るという問題もあるし、このアップによって減ってきたということもあるんではないかと思います。

そういった意味で、この措置費のアップの是非は、今後また検討する必要があると思っておりますけれども、現実にはこの措置費が高いということで、大和園への入所を避けるということが現実に起きてきているのではないかというふうにも思われます。いわゆる措置控えという、よく言われますけれども、そういったことが起きているんじゃないかという気もいたします。

そういった中で、この本巣、北方、瑞穂、各２市１町の方で、大和園へ入所されている方、そしてほかの市町の施設に入所されている方、もし数字的に分かれば教えてください。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　各市町に確認いたしましたところ、本巣市は措置者数６名全て大和園でございます。瑞穂市につきましては、措置者数８名うち６名が大和園、２名が揖斐川尚和園。北方町につきましては、措置者数４名全て大和園ということでございます。なお、瑞穂市２名の方が揖斐川尚和園ということをお話しさせていただきましたけれども、以前は大和園におりましたけれども、入所者同士のトラブルとか、いろんなトラブルがございまして、市町の担当、あるいは本人の希望等を確認取りながら、措置替えもやむを得ぬだろうというようなことで、他の養護老人ホームへ移ったという経緯がございます。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　いろんな状況があるということで、措置替えをされたということによって、瑞穂市の場合は２名の方が大和園でないところに行ってみえるというお話もありました。

その一方では、ショートステイというものを繰り返し利用されて、結局、ほかのところの施設に入所されるという方があるということも、お話を聞いております。その措置に対する財源が先ほども説明あったように、一般財源化されたということによって起きてきたんではないかということも懸念するところであります。

一方で、各市町からは、この大和園さんへ要望というか、意見という中では、どこの市町も最後のとりでとか、最後に頼るところは大和園ということで、大和園はずっと、養護老人ホーム、存続してほしいということも出ていると思います。そういう声がある一方で、正直、市の担当者の方も新しく入所を決める場合には、大和園とほかの施設があれば、単純に比較をして安いほうへ持っていくということが、あることもあるんではないかという気もしております。

そういった中で、今から５年前の全国老人福祉施設協議会というところが調査されておりますけれども、老人福祉施設、それを擁する市町村の平均措置数というものが発表されておりますけれども、これは66.1人だというふうに報告されております。ところが施設のない市町村、これについては６人のみという。これは全国平均ですので、大きい町もあれば小さい町もあるということでありますけれども、中には措置をしている人は一人もいないという市町も結構見られるという数字が発表されています。

これから考えますと、市町村の平均措置率66.1％を見ますと、先ほどの人数、これと比較すると相当、各市町で見ると格差がある。先ほど交付税算入という話ありましたけれども、これ交付税算入について、私も幾つか調べさせていただきましたけれども、基準としては34人だったかな、

人口10万人ぐらいの市だと、大体34人ということをめどにして、それよりも多いところは若干プラスする。少ないところは削減するというふうな数字も出ております。そういったところで見ると、いろんな状況があるにしても、ここには大和園っていうのは、広域連合でやっているというところの弱さが現実には出ているのではないかというふうな気もします。

先ほどの髙橋議員の質問にありましたように、名目としては、２市１町で一緒にやっていこうというところなんですけれども、その最終的なツケというものを、広域のほうに持って行きかねない。そんなふうなこともあるんではないかと。勝手な思いも持っているところであります。

それで、大和園に関する措置費というのは、広域連合で決めているんではなくて、本巣市の中の老人福祉法第11条の規定による措置の費用の支弁に関する要項、こういうのがあるそうですけれども、これが定められておりまして、これは本巣市のものを検索すれば出てくるんですけれども、それによりますと、措置費の基本的な部分、一般事務費です、という部分について、施設の入所、これが施設の入所者数によって異なっているというふうに出ておりました。

私もこれ初めて知ったんですけれども、先ほどの説明のあった生活費ちょっと抜いちゃって、一般事務費の部分だけ比較しますと、この要綱でいくと、20人以下の入所者の場合、つまり現状です。これが30万3,100円というふうに定められております。それが21人になると、21人から30人の入所者であれば、これが20万2,000円、生活費に５万円をプラスすると、大体先ほどのほかの市町のところぐらいの金額になると。さらに30人を超えれば、20万円が19万円ほどに下がるというふうに、その要項では定められております。

したがって、今、大和園の入所者16名というふうに聞いておりますけれども、あと５名の方の入所があれば、措置費の単価が下がるということになるわけです。先ほどのほかの市町の施設並みと同じぐらいの単価になるということになると思います。そうすれば、各市町の、どう言ったらいいかな、その措置を考える場合の一つのハードルというか、下がっていくということが言えるのではないかと思います。それが大和園の経営にとっていいかどうかはちょっとまた別の問題だと思いますけれども、市町村の立場だけから見ると、そういったことが言えるのではないかというふうに思います。

現実に、今、他市町に入所されている方を大和園に移すとか、そういうことは難しいと思いますけれども、例えばまだ措置が決まっていなくて、ショートステイを利用されている方とか、そういった方々を、例えば大和園の養護老人ホーム入所していただく。あるいは今後措置をしなければならない人が出てくる方については、できるだけ大和園の養護老人ホームに入っていただくということで、21名以上の入所者を確保するということができれば、非常にその措置費のことについては、ハードルが下がるんで

はないかというふうに思います。

なかなか５人というのは、大変といえば大変なんですけれども、ショートステイ決める方、今後の新しい方、ただ現実には亡くなられる方とか、出ていかれる方もありますので判断しにくいんですけれども、少し頑張って５人を増やすということは、そういった見通しとしては、ちょっとごめんなさい、これ事前に質問してなかった、項目になかったもんで、もし感覚的でもいいですけれども、可能なのか、不可能なのか、そんなことについて、もしあれば答えていただければと思います。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　先ほど全員協議会の場で、特定施設入居者生活介護の話を少しさせていただいて、養護老人ホームにおいても介護保険のサービスを提供できるというお話をさせていただいたんですけれども、そちらができるようになりますと、介護保険で収入を得られることになりますので、措置費を安く設定できるんじゃないかというような考えも持っております。

議員言われましたとおり、措置費が高いことは、確実に養護老人ホームの措置へのハードルが高いことになりますので、そういったところで措置費を安くすることによって措置しやすい状況をつくっていければなというふうには思っておりますけれども、最終的には措置をするのは市町でございますので、市町の担当者が、じゃ、措置費安いから入れようというような感覚を持っていただかないと、大和園の努力だけでは難しい面もあるのかなというふうに考えております。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　では、ついでと言ったらあれですけれども、連合長さんはじめ、各市町の首長さん見えますので、もし答えられる方があれば、ここら辺の大和園の入所について、ぜひ進めていきたいとか、そういったお考え等があれば、一言コメントいただけるとありがたいなと思いますが、ちょっとこれは事前に通告ないので、なければ結構ですけれども。

○議長（鍔本規之君）　答弁できますか。

答弁をできないようでございますので、よろしくお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　これまでいろいろ経営改善ということで言われてきたと思いますけれども、この対策について、これまでも幾つかあったと思います。細かいことはあれですけれども、基本的なところで取組としてはどんなことがあったのか、そしてその成果はどうだったかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　これまで、養護老人ホーム本体の事業のほかに、短期入所事業に加えまして、障がい者のショートステイでありますとか、契約入所を最近になって開始したところでございます。

空床活用ということで始まったんですけれども、根本的な経営改善には

つながっておりません。今年度、大和園活用推進プロジェクトチームを発足しまして、大和園だけで考えておってもなかなか結論が出ないというようなことで、事務局長をリーダーに総務課職員、介護保険課職員もメンバーに加わっていただきまして、経営改善、空床活用について検討を重ねてきたところでございます。

そして現在、プロジェクトチーム会議におきましては、先ほど来お話をさせていただいております特定施設入居者生活介護の指定申請に向けて、課題の整理等を行っておるところでございます。養護老人ホームの中で介護保険のサービスを受けられるということで、措置者の中でその事業の対象になりますと、特養並みの介護報酬が得られることになります。また、原則特養におきましては、要介護３以上の方が対象となりますけれども、特定施設入居者生活介護におきましては、要支援から要介護５まで対象となりますので、ある意味サービスを受けやすい状況もできることとなります。何とかこういったものを活用しながら、措置者を増やしていければなというふうに考えておるところでございます。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　さきの答弁にもあったかなと思いますけれども、６つの、現在行われている契約入所については、先ほどもいろいろ説明もあって、現状について、定員12人に対して６名が今入ってみえると、あと６名空きがあるというお話がありました。

仕組みとか現状については割愛させていただきまして、先ほどもちらっと言われたんですけれども、契約入所というのが、大和園にとって経営的に効果があるのか、そこら辺についてはどのような判断をされてみえるんでしょうか。それとも空きを少しでもなくしたいという、そういったことになるのか、そこら辺についてお話をお願いします。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　契約入所を先ほど全員協議会の場でお話させてもらったように、措置費に比べますと料金が非常に安うございますので、経営改善につながるか云々かという部分におきましては、微妙な部分はあろうかと思います。

ただ、現状の契約入所されている方、実際に契約入所しながら、デイサービスを利用していただいておりますので、現在の状況では、養護老人ホームの収入にはなりませんが、デイサービスの利用者層については、貢献いただいているというふうに思っております。

今後、そういった形の方が増えれば、大和園全体で考えれば、プラスに働く面もあるのかなというふうに考えております。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　今のお話では財政的に貢献しているかどうかは、ちょっと微妙なところだけれども、介護サービス、デイサービスを使っていることによって、一定、フォローされているというご説明だったかと思い

ます。

少し観点違うんですけれども、多分現状ではこの中でまだ問題にならないと思うんですが、例えば各市町が、本来であれば措置しなければならない人を契約のほうに持っていくということを心配されることもあるというふうに話をちょっと聞くんですけれども、これは大和園云々という話ではなくて、一般的に考えた場合には、そういった問題も発生しかねないかどうかについて、一応見解だけお尋ねしたいと思います。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　市町の担当は、恐らく収入に応じてでしょうけれども、介護等必要な場合において、有料老人ホームであったり、サービス付き高齢者住宅へ送る傾向が、現在あると思いますけれども、大和園の契約入所、あるいは特定施設入居者生活介護がそういった面で、それに代わるサービスと捉えていただくことができるようであれば、ちょっと将来的に明るい面もあるのかなというふうには思っております。

ただ、最近の有料老人ホーム等は月額の入所料金が10万円を切るような形で設定したり、交渉に応じて安くしておりますので、そういったことについて大和園でどのように対応していくかにつきましては、今後の課題であろうかというふうに考えております。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　では、次の課題にいきますけれども、この８月に開かれました全協の中で、先ほど説明のあった特定施設入居者生活介護という、それを取り組むことによって収支の改善を図っていきたい、そのようなお話がありました。

この資料によりますと、現在の措置費を10％減らす、20％減らす、それから岐阜市並みの35％に減らすということによって、そこの直接の収入が減るけれどもほかの介護を使っていただくということで、トータル的にうまくいくのではないかというふうな資料が出ていると思いますけれども、ここら辺の部分の見通しについてお話をいただければと思います。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　特定施設入居者生活介護の仕組みについては、先ほど来お話させていただいておるところでございますけれども、例えば、現在、養護老人ホームの入所者16名のうち、11名がデイサービスを利用しております。こういった方々はもう介護保険のサービスを受けるものと考えておりますので、デイサービスから養護における施設サービスである特定施設入居者生活介護のサービスを受けることになろうかと思います。

そういったことで、先ほど議員さん、老人福祉法に基づく施設が養護老人ホームというお話をされておったんですけれども、現実的には要介護度を持った入所の方が多くおりますので、これからもそういった方も入所に結びつけていただければ、介護保険サービスを利用して介護報酬を得るこ

とによって措置費を安くすれば、市町の負担の軽減にもつながるんではないかというふうに考えております。措置費を安くすることによって、措置しやすい状況ができたら、経営改善にもつながるんではないかという考えでおります。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　今のお話は、要は措置費を下げることによって、入所者を増やす。その一方で、入った方についても介護を利用していただくということで、そちらのほうの収入が増えると。トータル的に今後の経営にプラスになっていくんではないかと、そういうお話だったと思います。

それでちょっと質問なんですけれども、このとき頂いた資料のところの説明で、特定施設移行後、どんなふうなことになっていくかというシミュレーションが全協の場で示していただきましたけれども、これ見ていますと、トータルのその措置、今回の特定施設の関係の対象者とそうでない方、含めて合計して最大20人、ないしは19人ということで、この収支見通し出されているんですけれども、21名を超えた、希望が多くて超えましたという場合には、シミュレーション、ここには出てこないんですけれども、どのようなことになるんでしょうか。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　21名超えた時点で、21名から30名までが同じ階層で、同じ事務費になりますので、21人ですと非常に苦しい状況にあろうかと思いますが、30人に近づくほど状況は改善されるというふうに思っておりますが、具体的な資料手元にございませんので、申し訳ないんですけれども、21人を超えた場合には、30人近い状況まで持っていかないと苦しいかなというふうには感じております。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　20名で収めれば、多分恐らく職員の方の異動も何とかやりくりはできるんかなというところで、多分設定されているのかなという気もするんですけれども、そういった場合、私もほかの過去の資料を見させていただきますと、やっぱりちょうど切替えのあたりのところで、赤字になってしまう。今の仕組み自体が、そういう組織の仕組みをつくっているもんですから、先ほど言われたように、30名近くにしなければならない、それはそういうことで私も理解していますし、必要なことではないかというふうには思っています。

そういった中で、いろんなケースっていうのは考えられるもんで、まだまだこれから検討、いろんな多面的な形で検討されていくと思いますけれども、そういった中で１点だけ確認しておきたいんですが、そういった形でやった場合に、じゃ実際に入所される方、その方の所得によって、これまでだと一定の負担があるということになっていますけれども、そこら辺の方々についての、例えば負担の増加があるとか、そういったことは特にないのか、そこから辺だけ確認をお願いしたいと思います。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君）　現在、措置を受けている方、先ほど申しました、例えばデイサービス利用している方ですけれども、基本的には１割負担とあるわけなんですが、収入に応じて減免措置がございますので、その減免を利用して、所得に応じたお支払いをされておるわけですけれども、特定施設入居者生活介護に変わりましても、介護保険の事業ですので、そういった減免が、引き続き受けられます。基本的にはサービスの利用が変わらなければ、負担は変わらないものと認識しております。

○議長（鍔本規之君）　はい、どうぞ。

○９番（関谷守彦君）　ありがとうございます。

今お話ありまして、まだ様々な検討課題ということがあるというお話ですし、この前の話でいけば、できれば来年度、実施ができれば非常にいいなという、そんな思いも持ってみえると思います。

そういった意味では、まだまだこれからメリット、デメリットを含めて、方向性を決めていく必要があると私も思っております。できたらそういった形で実施されれば、施設にとっても、また入所される方にとってもお互いの少しでもプラスになればというふうに思っています。

ただどちらにしても、老人福祉法の趣旨からすれば、完全な独立採算というのを考えてしまうと、やっぱり無理が出てくるのではないかと私は思います。当然今後、施設の改善、あるいは職員の方の待遇改善とか、そういったことも当然考えなくてはいけないということで、経費のアップ要因っていうのは、多々あるというふうに思います。それに伴う予算措置というのも非常に必要になってくるということでありますけれども、最終的には、各市町にとって、広域連合がよそごとでは済まされていかない。現実問題だと思いますので、そういった意味では前の連合会長さんのお話なんかもありましたけれども、３市町で一緒になってこれを進めていく、そういったことをきちんと職員の方も含めて推し進めていくことが必要ではないかということを思いまして、本日、私の質問はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鍔本規之君）　これで関谷議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。今、12時を過ぎましたけれども、このまま予算のほうにいっていもいいのか、お尋ねをいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　それでは、５分だけ休憩をいたしますので、12時10分から再開をいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　０時０９分

○議長（鍔本規之君）　全員、おそろいのようですので、時間が少し早いと思いますが、再開をしたいと思います。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第１５号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鍔本規之君）　日程第２、議案第15号を議題といたします。

議案第15号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。お願いします。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君）　ただいま議題となりました議案第15号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

総務介護常任委員会は、10月24日午前９時より、本巣市役所旧本庁舎全員協議会室において開催しました。委員５名全員が出席したほか、鍔本議長にも出席いただき、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第15号につきましては、執行部より、説明資料に基づき、議案の詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、委員から、現在は人員の基準は満たしているとのことであるが、今後、もし人員に不足が生じた場合など、情報共有や相互支援などがすぐにできるとは限らない。現状はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部からは、現在でも、月に１回、地域包括支援センターの管理者を集めた会議を行っており、情報共有に努めているとの答弁がありました。

続いて、委員から、人材の確保について、現在、実際の業務内で不足感はあるのかとの質疑に対し、執行部からは、特に主任ケアマネジャーについては、資格取得に実務経験を要することなどにより、全国的にも、今後不足する懸念がある。この条例改正に当たっては、事前に各地域包括支援センターにも聞き取りを行っており、専門職となると、即時の補充が難しく、人材確保に苦慮しているとの答弁がありました。

続いて、委員から、人数的には、瑞穂市や本巣市は２か所に圏域が分かれることになると思うが、どうなるのかという質疑に対し、執行部からは、現状は、瑞穂市も本巣市も現在は１か所で行っているが、将来的に増えるとなると、まずは各市町の中で人員等調整していただくことになるとの答弁がありました。

続いて、委員から、介護保険事業計画も見ると、地域包括支援センター

の整備について記載されているが、現実的にはどう考えているかとの質疑に対し、執行部からは、計画に沿って状況を見ながら、構成市町の担当課長会議や地域包括支援センター運営協議会などで検討していきたいとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鍔本規之君）　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号に対する委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鍔本規之君）　起立全員です。

着座願います。

起立全員でありましたので、よって、議案第15号については可決されました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第１６号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鍔本規之君）　続いて、日程第３、議案第16号を議題といたします。

議案第16号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君）　ただいま議題となりました、議案第16号について、総務介護常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第16号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書

により、一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、委員から、総務費の合計が昨年度より2,800万円ほど増額となっているが、これは何かとの質疑に対し、執行部からは、衛生施設の基金費が4,300万円ほど増額しており、その部分が大きかったとの答弁がありました。

続いて、委員から、現在の指定金融機関と派出所の状況、変更の決まりなどはあるのかとの質疑に対し、執行部からは、現在の指定金融機関は、大垣共立銀行穂積支店であり、現在は、午前10時30分から午後0時30分まで来てもらっている。なお、変更にかかる規定はないとの答弁がありました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鍔本規之君）　次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、今枝和子君。

○療育医療衛生常任委員長（今枝和子君）　ただいま議題となりました議案第16号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告をいたします。

療育医療衛生常任委員会は、10月21日午前９時より、本巣市役所旧本庁舎全員協議会室において開催をいたしました。委員５名全員が出席したほか、鍔本議長が欠席のため、地方自治法第106条の規定により若園副議長に出席をしていただきました。そして、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について、補足説明を受けた後、慎重に審議を行いました。

初めに、議案第16号につきまして、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、委員より質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、委員からの幼児療育センターの利用者の減少に関係して、センターと民間事業所との大きな違いはとの質疑に対し、執行部からは、当センターと民間との大きな違いは、まず、療育時間の長短の違いがあること、また、当センターは、保護者も一緒に来所いただき、共に学ぶ機会を持っていただいていることが大きな違いであるとの答弁がありました。

続いて、休日急患診療所におけるマイナンバーカードによる保険証の利用状況はとの質疑に対し、執行部からは、昨年10月に導入後、月に１件程度であるとの答弁がありました。

続いて、衛生施設における電気料金の状況はとの質疑に対し、執行部からは、電気量は平準化しているが、電気料金は、国の軽減措置などもあり、令和４年度と比べて、約２割の減となったとの答弁がありました。

続いて、衛生施設における搬入量の推移や今後の需要見通しはとの質疑に対し、執行部からは、各市町で状況は異なるが、瑞穂市において、若干の人口増による合併浄化槽の増が見込まれることや令和９年度以降に下水道が計画されている地域があり、注視しているところである。また、本巣市においては、今後、農業集落排水処理施設の在り方に対応していく必要があるとの答弁がありました。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鍔本規之君）　各委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鍔本規之君）　全員です。

着座願います。

全員賛成であります。

よって、議案第16号については認定をされました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第１７号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鍔本規之君）　日程第４、議案第17号を議題といたします。

議案第17号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君）　ただいま議題となりました、議案第17号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第17号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書

により、介護保険特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論をかわしましたが、特に報告すべきものとして、委員から、介護保険料の不納欠損額が減って、収納率が上がっているが、普通徴収における収納率について、市町によって特徴的なことはあるかの質疑に対し、執行部からは、瑞穂市や北方町は転入転出が多く、それだけ普通徴収も多くなっている。そのため、令和２年度より、口座振替による納付勧奨を積極的に行っているとの答弁がありました。

続いて、委員から、介護のサービスを使うことばかりでは切りがないので、介護予防が重要と考えるが、どうなのかとの質疑に対し、執行部からは、介護予防は、主に地域支援事業において、各市町で地域に応じた事業を展開している。介護のみならず、医療、保健、教育など他分野と連携した事業展開も必要と考えているとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鍔本規之君）　委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号に対する委員長報告は認定です。

議案第17号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鍔本規之君）　起立全員です。

着席願います。

よって、議案第17号については認定されました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第１８号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鍔本規之君）　日程第５、議案第18号を議題といたします。

議案第18号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、棚橋敏明君。

○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君）　ただいま議題となりました、議案第18号につきまして、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

委員会の中身が大変本当に重要でございましたし、多岐にわたっておりますので、多少お時間を要しますことを、皆さんご理解くださいませ。

老人福祉常任委員会は、10月23日午前９時より、本巣市役所旧本庁舎全員協議会室において開催いたしました。委員５名全員が出席したほか、議案説明のため、森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第18号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。特に報告すべきものとして、委員から、調理場の改修工事の話があったが、施設の今後の改修について、想定などはあるのかとの質疑に対し、執行部からは、何年後には何が必要かという計画は立てているが、まずは修理できるものは修理し、できる限り経費をかけないように心がけているとの答弁がありました。

続きまして、委員から、人件費の増について、今後の計画、見通しはとの質疑に対し、執行部からは、まず、正規職員の退職者の補充について単に退職補充をしてはいないのと、会計年度任用職員についても、条件を合わせて採用していた時期もあったが、現在は、変則的な勤務にも対応できるような職員を採用、配置しているなどして、人件費のスリム化を図っておりますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、決算事業報告書の中で、養護老人ホームで老人保護措置費のうち一般事務費の単価が高くなったとあるがとの質疑に対し、執行部からは、養護老人ホームの事務費は、本巣市が決めるが、４月１日の措置人数によって階層があり、措置人数が多くなれば安くなる。令和４年度は措置人数が21人以上で安い事務単価を適用できたが、令和５年度は20人を下回ったので高くなったとの答弁がありました。

続きまして、委員から、同じく報告書の中で、認知症通所介護のところで、利用料が高いことから利用を望まれる利用者が少ない現状とあるが、高いとはどういうことなのかとの質疑に対し、執行部からは、他の事業者より高いということではなく、同じ大和園内での通常の通所介護に比べて、介護報酬の高いこちらの地域密着型の認知症対応型通所介護のほうが、自己負担が高くなるということですとの答弁がありました。

続きまして、委員から、費用が高くて措置者や利用者がいないということは、同じことをやっているのなら、ほかの事業者のように下げなければいけないはずで、利益を求めてやっていないとも取れる。高くしておいて結果的に赤字体制になり、やれなくなって民間へと言うならともかく、他の事業者と同じ水準にしないと、広域連合でやっている意味がないと考えるが、この報告書の表現の意味はとの質疑に対しまして、執行部からは、通所介護においては、介護報酬として他の事業者と同じ水準であり、通常の通所介護は、順調に回復している。養護老人ホームについては確かに高いので、改善したいと考えているとの答弁がございました。

続きまして、委員から、広域連合のやるべきことは、他の事業者に受け入れてもらえない人を受け入れていくことである。ただし、規模を縮小して人員配置はそのままでは、住民に説明がつかない。人件費のバランスも重要であり、人員を確保しつつ有効な人員配置をしなければならないとの発言がありました。

続きまして、委員から、基金はいざというときにつくられたもので、増えていけばよいが、目減りしていくことは赤字であり、正当な理由があればやむを得ないが、年度ごとの決算でしっかりとした説明が必要である。市民、町民にやむを得ないと理解されないといけない。基金について、今後どのようにしていくのかという質疑に対し、執行部からは、構成市町に対し、負担を求めるようなことはしない。養護老人ホームの活用などで、赤字の解消を図っていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、構成市町以外の他市町の入園者がゼロ人であるが、宣伝などは行っているのかとの質疑に対し、執行部からは、養護老人ホームの措置者については、以前は他市町のからの方も受け入れていたが、平成29年度から措置費を値上げしたために、他の施設へ移られた方が多かった。令和５年度中にも他市町から問合せがあったが、措置費が高いことから入所には至りませんでしたとの答弁がありました。

続きまして、委員から、措置者が少ないことに対する改善の方策はあるのかどうかという質疑に対しまして、執行部からは、養護老人ホームでありながら介護報酬が得られる特定施設入居者生活介護が始められれば、措置費を安くできると考えており、そうなれば、市町からも措置しやすくなると期待しておりますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、他市町から措置者を受け入れて、大和園として利するところはあるのかとの質疑に対し、執行部からは、措置については、措置元の自治体が費用を支弁するので、措置していただければ経営には寄与するとの答弁がありました。

続きまして、委員から、それでは、なぜ受入れがないのかとの質疑に対し、執行部からは、措置費の単価が高いことがネックであり、先ほど述べた特定施設入居者生活介護制度を始めれば、措置費を下げることができ、市町からも入りやすくなると考えていますとの答弁がございました。

続きまして、委員から、本巣市の設定している措置費が高いとなれば、大和園へ措置するよりも、他市町へ措置したほうが、住民の負担は少ないということかという質疑に対し、執行部からは、お見込みのとおりでございますとの答弁がありました。

続いて、委員から、それでは、大和園の存在価値は、措置費は高いが、住民の望むサービスを行うとともに、拒まれないということで、ある程度の負担は寛容される上での経営かとの質疑に対し、執行部からは、措置費については、現在、地方交付税に算入される一般財源となり、市町としては、全て持ち出しとなっているが、虐待事案の緊急ショートの利用など、市町の担当者からは、いざというときの最後のセーフティーネットとして期待されており、例えば、緊急ショートから措置入所へつなげていければよいと考えていますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、地方交付税に算入されているならば、構成市町に財源がいっており、大和園としてのある程度の赤字は許されると考えているのかとの質問に対し、執行部からは、赤字があってもよいのかと言われれば、それは考えていません。構成市町が赤字ありきで負担金を支払うことはできないと考えております。先ほどから答えています特定施設入居者生活介護制度を導入して経営改善を図ることを、来年度に向けて検討している。コロナによって下がった通所介護の利用については、現在85％ほど回復しております。このような状況において赤字を補填することは考えていないとの答弁がありました。

続きまして、委員から、改善計画をしっかり示してほしいとの発言がありました。

さらに続いて、委員から、措置費の見直しについて、検討中とされているが、いつから始めるのかとの質疑に対し、執行部からは、令和７年４月のスタートをめどに準備を進めているとの答弁がありました。

続きまして、委員から、財産目録などをしっかり整備し、今後の改善計画には、施設の修繕や人件費の状況などを含め、コンサルタントなどのプロに依頼するなどして、今後の大和園の在り方を示してほしいが、どうかという質疑に対し、執行部からは、改善計画など、先ほどからの質疑、答弁を踏まえ、しっかりと来年度予算の編成時に考えていくとの答弁がございました。

続きまして、委員から、決算の中で寄附金がないが、例えば企業からの寄附はないのかとの質疑に対しまして、執行部からは、現金での寄附はございません。物品での寄附はございますとの答弁がございました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。どうも皆さん、ありがとうございました。

○議長（鍔本規之君）　委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号に対する委員長報告は認定です。

議案第18号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鍔本規之君）　起立全員です。

着席願います。

よって、議案第18号は認定されました。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議案第１９号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鍔本規之君）　日程第６、議案第19号を議題といたします。

議案第19号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を委員長、飯尾龍也君に求めます。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君）　ただいま議題となりました、議案第19号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第19号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鍔本規之君）　次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を委員長、今枝和子さんに求めます。

○療育医療衛生常任委員長（今枝和子君）　ただいま議題となりました議案第19号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告をいたします。

議案第19号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計の補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鍔本規之君）　議案第19号について、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鍔本規之君）　起立全員です。

着座願います。

よって、議案第19号は可決されました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎議案第２０号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鍔本規之君）　日程第７、議案第20号を議題といたします。

議案第20号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、飯尾龍也委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君）　ただいま議題となりました、議案第20号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定により報告します。

議案第20号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、委員から、認定審査会のペーパーレス化システムについて、いつから導入されているかとの質疑に対し、執行部からは、令和６年８月20日から運用しているとの答弁がありました。

続いて、委員から、繰越金の今後の見通しはどうかとの質疑に対し、執

行部からは、コロナ禍の繰越金については余剰も多く、積立てもできた。こうした状況で、今回の介護保険計画では約４億円を取り崩して、保険料に充てることとしている。

続いて、委員から、デジタル田園都市国家構想交付金の採択について、その経緯はどうであったかとの質疑に対し、執行部からは、デジタル田園都市国家構想の交付金については、各市町においてもＤＸ化が進められている中で、広域連合においても情報収集に努めて県とも協議しながら進めた結果、採択されたものであるとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鍔本規之君）　委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号に対する委員長報告は可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鍔本規之君）　起立全員です。

着座願います。

よって、議案第20号は可決されました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第２１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鍔本規之君）　日程第８、議案第21号を議題といたします。

議案第21号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、棚橋敏明委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君）　ただいま議題となりました、議案第21号につきまして、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第21号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案

の概要に基づき、老人福祉施設特別会計の補正予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、委員から、宿直の廃止に伴う業務の見直しによる流動的な人員配置はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、例えば、通所介護の職員には夜勤がなく、特別養護老人ホームの職員には夜勤があるが、それぞれの職務に特徴があり、定期的な異動を行い、偏りのないような人員配置をしておりますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、契約入所において、居室の改修などの予算はあるのかという質疑に対しまして、執行部からは、現在は、改修の必要のない部屋で賄えているとの答弁がございました。

続きまして、委員から、契約入所の負担金はどうなっているかとの質疑に対し、執行部からは、自立の方から、要介護５の方まで、３段階に分かれているとの答弁がございました。

続きまして、委員から、契約入所について、ＰＲなどはどのように行っているのかとの質疑に対し、執行部からは、市町の担当者や地域包括支援センターにＰＲしていきたいとの答弁がございました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鍔本規之君）　委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鍔本規之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号に対する委員長報告は可決です。

議案第21号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鍔本規之君）　起立全員です。

着座願います。

よって、議案第21号は可決されました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○議長（鍔本規之君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

令和６年第３回もとす広域連合議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会　午後　０時５１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和６年１０月２５日

議　　長　　鍔　本　規　之

署　名　議　員

３　番　　若　原　達　夫

４　番　　古　野　裕美子